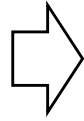


令和元年8月から9月の前線に伴う大雨
(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)、
台風第17号に係る支援対策のポイント

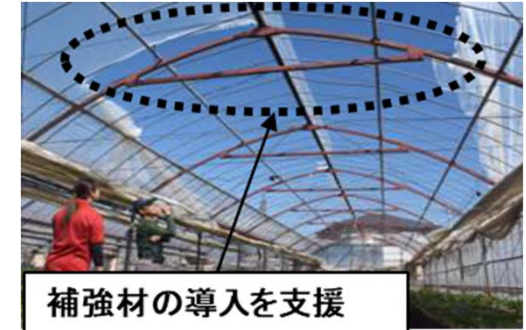
農林水産省

被災した農業用ハウスの復旧と補強にかかる支援

パイプハウスの復旧



パイプハウスの補強



補強材の導入を支援



施工業者に発注する場合

◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(地域担い手育成支援タイプ) ※2
業者が施工する場合に必要な経費を支援
(補助率10分の3以内)

農業者が自力で施工する場合

◇持続的生産強化対策事業※3
自力施工に必要な資材の共同購入費を支援
(補助率2分の1以内)

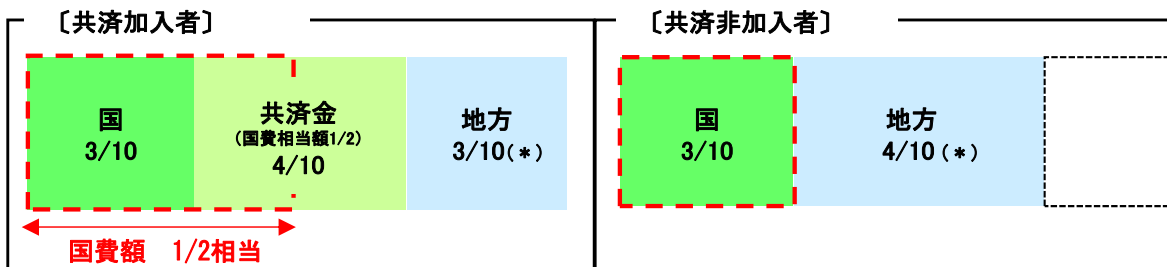
施工業者、自力施工いずれの場合も

◇農業用ハウス強靱化緊急対策事業
補強に必要なパイプ等の資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援※4
(いずれも補助率2分の1以内)

※2 旧経営体育成支援事業、※3 旧産地活性化総合対策事業
※4 復旧ハウス以外の既存の農業用ハウスへの補強も対象 1

◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）※1

- 農業用ハウス、トラクター、畜舎等の復旧・修繕、施設等の撤去。
- 補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに事前着工が可能。
- 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を支援。（共済非加入の場合は10分の3相当）



* 30年台風第24号対策では、千葉県、静岡県、愛知県で4/10を措置。
(地方公共団体の負担率は事業費を超えない範囲で調整)

※1 旧被災農業者向け経営体育成支援事業

被災を機に耐候性ハウスへの移行

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型)[※]等を活用し、被災を契機に新たに産地で共同利用する耐候性ハウスの導入を支援。
- 台風での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となり耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資の軽減等が可能。



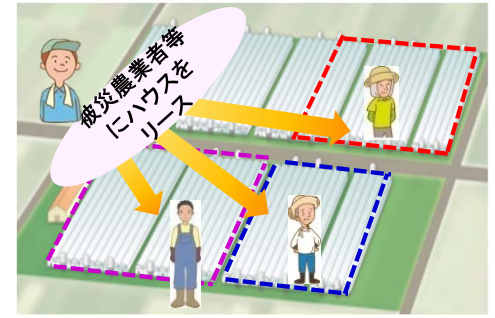
JAまたはJA出資法人



ハウス団地(共同利用)を整備



被災農業者等にハウスをリース



ハウスの一部を集積

【耐候性ハウスの場合】
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型)[※]により、ハウスの撤去・整備を支援(補助率1/2以内)

【パイプハウスの場合】
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業)により、被災ハウスの撤去と、ハウスの資材購入を支援(自力施工)(補助率1/2以内)

リース方式により、再建に当たっての初期投資を軽減

- ① 農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2
- ② JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度の負担は大幅に軽減

低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス(基礎あり)
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上(耐風速50m/s)

整備費 1,100~1,400万円/10アール

低コスト耐候性ハウス(奥)とパイプハウス(手前)



※ 台風15号の強風により、パイプハウスは被害を受けたが、低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

※ 旧強い農業づくり交付金

園芸施設共済の加入促進イメージ

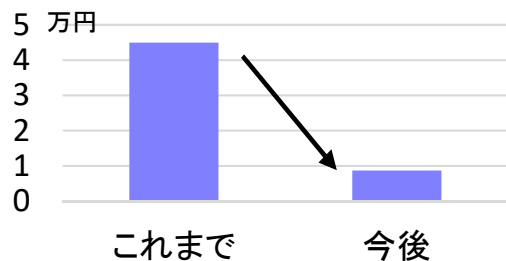
集団加入メリット措置の導入

集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲から除外し掛金を下げる
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団加入が見込める場合掛金を割り引く

最大で掛金を3割以下に

〔 農業者の掛金
4.5万円 → 0.9 ~ 1.3万円 〕



※経営規模:パイプハウス15a(全国平均)

生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等(全体で9割のシェア)と共済組合が、

- ① 共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する**協定**を締結

集団加入パッケージを強力に推進

集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加算
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共団体単独事業の共済加入の要件化を推進

自家消費だけの農家を除き
対象農家の大宗を
共済加入に導く

園芸施設共済における掛金の割引について(経営規模:パイプハウス15a(全国平均))

掛金の割引措置		割引前 約4.5万円
20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外	▲70%	▲3.2万円
耐用年数(パイプハウスで10年)を2.5倍以上経過した施設を補償から除外	▲20%※	▲0.3万円
施設の補強(太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強)	最大▲15%	最大▲0.2万円
一斉受付での大宗の農業者の集団加入	▲5%	▲0.1万円
※ 除外対象となる施設の設置割合(パイプハウスの全国平均)		割引後 0.9~1.3万円

事前着工による早期営農再開

公共

農地農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と相談いただきたい。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

ハウス

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと(共同利用施設の場合は施設ごと)に以下の①、②の資料を保存いただきたい。

- ① 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- ② 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

- 被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、停電への対応として以下の対策を講じる。

農業関係

- 早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去・消毒等の栽培環境の整備
- 追加的な種子・種苗・培地の確保
- 他の集出荷施設等への農作物の輸送等に必要な経費を助成。

- 被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、死亡・廃用家畜に係る家畜導入
- 緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。

林業関係

- 被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産に係る生産資材の再導入に要する経費を助成。

水産関係

- 停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等の修繕
- 他の産地市場への水産物輸送等に要する経費を助成。

被災した農業用ハウス等への対応

災害復旧事業等による対応

- ① 被災した農業用ハウスのガラス片等が混入した農地について、災害復旧事業により、ガラス片等の除去を支援。
- ② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕(被災した施設及び災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂(土砂混じりがれき等)の撤去を含む。)に要する経費を助成。
- ③ 被災した共同利用施設等及び卸売市場の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。

災害廃棄物処理事業による対応

- ① 生活環境保全の観点から支障が認められる場合であって、市町村がこれらの農業用ハウス等について、一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により支援。
- ② 「災害等廃棄物処理事業費補助金」の補助事業は、市町村に対して国庫補助が1/2、特別交付税措置を含めると最大90%の財政支援が可能。
(激甚災害に指定された場合、最大95.7%の財政支援が可能。)